

回 答 書

令和6年3月6日

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘 様

〒320-0863

栃木県宇都宮市操町 8-21

法律事務所コンフォルト

MESSI 株式会社代理人

弁護士 白 土 陽 子【押印省略】

電 話 028-688-0013

F A X 028-688-0014

冠省 当職は、MESSI 株式会社（以下「通知会社」という）の代理人として、貴法人令和6年1月9日付申入書に対し次のとおり回答いたします。

1 まず、ご指摘のあった規定については、通知会社がエニタイムフィットネスの利用規約を参考にして作成したものです。

エニタイムフィットネスは、日本全国に1100店舗以上の店舗を有するスポーツジムであり、同スポーツジムにおいても、通知会社と同じ運用がなされておりますが、貴法人におかれましては、同社に対しても同様の申し入れをされていらっしゃるでしょうか。

2 退会方法を来店のみ指定していることが、消費者契約法10条に基づき無効となりえる旨のご主張については争いますが、通知会社としては、以後、来店による退会手続きを原則とするものの、来店が困難である退会希望者については、特別退会手続として、来店以外の方法で退会手続きを可能とする旨の規定を新設いたします。

以上、貴法人からの申入に対して回答申し上げます。

草々